

帆布製品製造技能検定試験の
試験科目及びその範囲並びにその細目

令和2年2月

厚生労働省人材開発統括官

目

次

1. 1級帆布製品製造技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ページ

制定 昭和49年度 改正 平成17年度

改正 令和2年2月（日本産業規格への変更に伴う改正）

2. 2級帆布製品製造技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・ 6ページ

同 上

3. 3級帆布製品製造技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・ 11ページ

制定 平成10年度 改正 平成17年度

4. 基礎級帆布製品製造技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・ 14ページ

同 上

1 1級帆布製品製造技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

帆布製品製造の職種における上級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表1の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表1の右欄のとおりである。

表1

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
学科試験	
1 帆布製品製造法	<p>帆布製品の製造に使用する機械及び器工具の種類及び使用方法に關し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>1 次の機械及び器工具の種類及び使用方法</p> <p>(1) 検反機 (2) 延反機 (3) 裁断台 (4) 裁断機 (5) はと目打ち機 (6) 裁ちばさみ (7) 目打ち (8) カッタ</p> <p>2 次の機械の種類、特徴及び使用方法</p> <p>(1) ミシン (2) 熱風溶着機 (3) 高周波ウエルダー溶着機</p>
製造工程	<p>帆布製品の製造工程に關し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 工程分析 (2) 作業分析 (3) 作業時間の設定 (4) 標準時間の設定 (5) 数量管理及び品質管理 (6) 檢査</p>
裁断の方法	<p>帆布製品の裁断の方法に關し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 検尺及び検反 (2) 用布の要尺 (3) 柄合わせ (4) 型紙による裁断及び直裁断</p>
縫製の手順及び方法	<p>1 帆布製品の縫製に關し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 縫製の手順 (2) 仮付け (3) ミシン縫製の方法 (4) 接着加工の方法 (5) 溶着加工の方法 (6) 縫製に使用するミシン糸と針の関係</p> <p>2 帆布製品の加工仕上げに關し、次に掲げる事項について詳細な</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目															
2 施工法	<p>知識を有すること。</p> <p>(1) 裁ち合わせ (2) 縫い合わせ (3) 整形 (4) 補強縫い (5) 端仕上げ (6) テープ付け (7) 窓付け (8) 附属品の取付け (9) 藤編み (10) 目止め処理 (11) はと目加工 (12) ロープ付け</p>															
帆布製品取付工事の施工計画	<p>帆布製品取付工事の施工計画に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p>															
帆布製品取付工法	<p>(1) 施工の順序 (2) 寸法取り (3) 材料の手配、搬入及び保管 (4) 作業員の配置 (5) 作業器材の選定及び配置 (6) 関連他工事の連けい (7) 工程表の作成 (8) 仕様書、設計図に基づく積算 (9) 安全管理計画の作成</p>															
力学に関する基礎知識	<p>1 帆布製品取付工法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) フレームの組立て方法 (2) 帆布製品の取付け及び張り方 (3) 足場</p> <p>2 帆布製品の組立て及び取付けに使用する機械及び器工具の用途に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 電気溶接機 (2) ガス溶接機 (3) 電動工具 (4) 取付工具 (5) 測量器具 (6) 移動式クレーン等 (7) 高所作業車</p>															
3 材料	<p>力学に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 次に掲げる用語の意味</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">イ ト拉斯</td> <td style="width: 33%;">ロ ラーメン</td> <td style="width: 33%;">ハ 単純ばかり</td> </tr> <tr> <td>ニ 片持ちばかり</td> <td>ホ 連續ばかり</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 次に掲げる事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">イ 自重</td> <td style="width: 33%;">ロ 風圧力</td> <td style="width: 33%;">ハ 積雪荷重</td> </tr> <tr> <td>ニ 力のつり合い</td> <td>ホ 力のモーメント</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ヘ 安定、不安定</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	イ ト拉斯	ロ ラーメン	ハ 単純ばかり	ニ 片持ちばかり	ホ 連續ばかり		イ 自重	ロ 風圧力	ハ 積雪荷重	ニ 力のつり合い	ホ 力のモーメント		ヘ 安定、不安定		
イ ト拉斯	ロ ラーメン	ハ 単純ばかり														
ニ 片持ちばかり	ホ 連續ばかり															
イ 自重	ロ 風圧力	ハ 積雪荷重														
ニ 力のつり合い	ホ 力のモーメント															
ヘ 安定、不安定																
帆布製品の材料の種類、特徴及び用途	<p>1 帆布製品に使用する生地に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p>															

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
施工用材料の種類、特徴及び用途 4 帆布製品一般 帆布製品の種類	<p>(1) 次の繊維の種類、特徴及び用途 <input type="checkbox"/> イ 縞織物 <input type="checkbox"/> ロ 化学繊維織物 <input type="checkbox"/> ハ 交織織物 <input type="checkbox"/> ニ 混紡織物 <input type="checkbox"/> ホ 不織布</p> <p>(2) 次の織物組織の種類及び特徴 <input type="checkbox"/> イ 平織 <input type="checkbox"/> ロ 斜文織(綾織) <input type="checkbox"/> ハ 朱子織 <input type="checkbox"/> ニ ラッセル織</p> <p>2 帆布製品に使用する附属品及び縫い糸の種類、特徴及び用途について一般的な知識を有すること。</p> <p>3 次に掲げる生地の特殊加工の種類及び特徴について一般的な知識を有すること。 (1) 防縮加工 (2) 樹脂加工 (3) 防水加工 (4) 帯電防止加工 (5) 防炎加工 (6) 防かび加工 (7) 染色加工 (8) 防汚加工</p> <p>次に掲げる施工用材料の種類、特徴及び用途について一般的な知識を有すること。 (1) 金属構造材 (2) 構造附属材 (3) 接着剤 (4) コーキング材 (5) 塗料 (6) 基礎工事材</p>
帆布製品に関する日本産業	<p>1 次に掲げる帆布製品の種類及び特徴について一般的な知識を有すること。 (1) 集会用テント (2) 登山用テント (3) キャンピングテント (4) 建築工事用シート (5) トラック用シート (6) 船舶用シート (7) 農業用シート (8) 防護用シート (9) コンテナバッグ</p> <p>2 次に掲げるテント構造物の種類及び特徴について一般的な知識を有すること。 (1) 日除けテント (2) 装飾用テント (3) テント倉庫 (4) 可動式テント (5) 独立型テント (6) 大型テント (7) 空気膜構造</p> <p>3 次に掲げる災害防具及び運動用具の種類、特徴及び用途について概略の知識を有すること。 (1) 救助袋 (2) 非常持出袋 (3) 防災衣類 (4) 防災用テント (5) オイルフェンス (6) 体操用マット</p> <p>次に掲げる帆布製品用の日本産業規格について一般的な知識を有</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目															
規格	<p>すること。</p> <p>(1) 麻ロープ(JIS L 2701) (2) ビニロンロープ(JIS L 2703) (3) ナイロンロープ(JIS L 2704)</p>															
5 意匠図案 帆布製品のデザイン 色彩	<p>帆布製品の基本デザインに関し、一般的な知識を有すること。</p> <p>色彩に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p>															
(1) 次に掲げる色彩用語の意味	<table border="0"> <tr> <td>イ 色相</td> <td>ロ 明度</td> <td>ハ 彩度</td> </tr> <tr> <td>ニ 補色</td> <td>ホ 寒色</td> <td>ヘ 暖色</td> </tr> <tr> <td>ト 膨張色</td> <td>チ 収縮色</td> <td>リ 面積効果</td> </tr> <tr> <td>ヌ 明度対比</td> <td>ル 色相対比</td> <td>ヲ 色の軽重感</td> </tr> </table> <p>(2) 次に掲げる配色用語の意味</p> <table border="0"> <tr> <td>イ 同系配色</td> <td>ロ 類似配色</td> <td>ハ 対照配色</td> </tr> </table>	イ 色相	ロ 明度	ハ 彩度	ニ 補色	ホ 寒色	ヘ 暖色	ト 膨張色	チ 収縮色	リ 面積効果	ヌ 明度対比	ル 色相対比	ヲ 色の軽重感	イ 同系配色	ロ 類似配色	ハ 対照配色
イ 色相	ロ 明度	ハ 彩度														
ニ 補色	ホ 寒色	ヘ 暖色														
ト 膨張色	チ 収縮色	リ 面積効果														
ヌ 明度対比	ル 色相対比	ヲ 色の軽重感														
イ 同系配色	ロ 類似配色	ハ 対照配色														
6 製図 帆布製品取付工事の施工図 の作成方法	<p>1 帆布製品の各種設計図面の読図について一般的な知識を有すること。</p> <p>2 日本産業規格の建築製図通則（帆布製品取付工事に関する部分に限る。）について一般的な知識を有すること。</p>															
7 関係法規 建築基準法（昭和25年法律第201号）、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）等帆布製品取付工事関係法令のうち、帆布製品取付工事に関する部分	<p>1 次に掲げる法令に関し、帆布製品取付工事に関する部分について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 建築基準法関係法令 (2) 屋外広告物法関係法令 (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号）関係法令 (4) 消防法（昭和23年法律第186号）関係法令</p> <p>2 製造物責任法（平成6年法律第85号）関係法令のうち帆布製品製造に関する部分について一般的な知識を有すること。</p>															
8 安全衛生 安全衛生に関する詳細な知識	<p>1 帆布製品製造作業（取付工事を含む。）に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、器具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法 (2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱方法 (3) 作業手順</p>															

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>実技試験</p> <p>帆布製品製造作業</p> <p>　作業指示書の作成</p> <p>　現寸図及び型紙の製作</p> <p>　裁断及び縫製</p> <p>　組立て及び取付け</p> <p>　仕上げ及び検査</p> <p>　積算及び見積り</p>	<p>(4) 作業開始時の点検</p> <p>(5) 帆布製品製造作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防</p> <p>(6) 整理、整頓及び清潔の保持</p> <p>(7) 事故時等における応急措置及び退避</p> <p>(8) その他帆布製品製造作業に関する安全又は衛生のために必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）関係法令のうち、帆布製品製造作業(取付工事を含む。)に関する部分について詳細な知識を有すること。</p> <p>設計図により作業指示書の作成がされること。</p> <p>1 現寸図の作成がされること。</p> <p>2 型紙の製作がされること。</p> <p>1 型紙による裁断及び直裁断ができること。</p> <p>2 ミシン縫い等の縫製作業ができること。</p> <p>1 フレームの組立て及び取付けができること。</p> <p>2 フレームの製品の取付けができること。</p> <p>仕上げ作業及び検査ができること。</p> <p>1 積算がされること。</p> <p>2 見積りができること。</p>

2 2級帆布製品製造技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

帆布製品製造の職種における中級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表2の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表2の右欄のとおりである。

表2

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
学科試験 1 帆布製品製造法 帆布製品の製造に使用する機械及び器工具の種類及び使用方法 製造工程 裁断の方法 縫製の手順及び方法	帆布製品の製造に使用する機械及び器工具の種類及び使用方法に 関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 1 次の機械及び器工具の種類及び使用方法 (1) はと目打ち機 (2) 裁しばさみ (3) 目打ち (4) カッタ 2 次の機械の種類、特徴及び使用方法 (1) ミシン (2) 熱風溶着機 (3) 高周波ウエルダー溶着機 帆布製品の製造工程に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1) 工程分析 (2) 作業分析 (3) 作業時間の設定 (4) 標準時間の設定 (5) 数量管理及び品質管理 (6) 検査 帆布製品の裁断の方法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1) 檢尺及び検反 (2) 用布の要尺 (3) 柄合わせ (4) 型紙による裁断及び直裁断 1 帆布製品の縫製に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。 (1) 縫製の手順 (2) 仮付け (3) ミシン縫製の方法 (4) 接着加工の方法 (5) 溶着加工の方法 (6) 縫製に使用するミシン糸と針の関係 2 帆布製品の加工仕上げに関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目															
	<p>(1) 裁ち合わせ (2) 縫い合わせ (3) 整形 (4) 補強縫い (5) 端仕上げ (6) テープ付け (7) 窓付け (8) 附属品の取付け (9) 目止め処理 (10) はと目加工 (11) ロープ付け</p>															
2 施工法																
帆布製品取付工事の施工計画	<p>帆布製品取付工事の施工計画に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 施工の順序 (2) 寸法取り (3) 材料の手配、搬入及び保管 (4) 作業員の配置 (5) 作業器材の選定及び配置 (6) 関連他工事の連けい (7) 工程表の作成 (8) 仕様書、設計図に基づく積算 (9) 安全管理計画の作成</p>															
帆布製品取付工法	<p>1 帆布製品取付工法に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) フレームの組立て方法 (2) 帆布製品の取付け及び張り方 (3) 足場</p> <p>2 帆布製品の組立て及び取付けに使用する機械及び器工具の用途に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 電気溶接機 (2) ガス溶接機 (3) 電動工具 (4) 取付工具 (5) 測量器具 (6) 移動式クレーン等 (7) 高所作業車</p>															
力学に関する基礎知識	<p>力学に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 次に掲げる用語の意味</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">イ ト拉斯</td> <td style="width: 33%;">ロ ラーメン</td> <td style="width: 33%;">ハ 単純ばかり</td> </tr> <tr> <td>ニ 片持ちばかり</td> <td>ホ 連續ばかり</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 次に掲げる事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">イ 自重</td> <td style="width: 33%;">ロ 風圧力</td> <td style="width: 33%;">ハ 積雪荷重</td> </tr> <tr> <td>ニ 力のつり合い</td> <td>ホ 力のモーメント</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ヘ 安定、不安定</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	イ ト拉斯	ロ ラーメン	ハ 単純ばかり	ニ 片持ちばかり	ホ 連續ばかり		イ 自重	ロ 風圧力	ハ 積雪荷重	ニ 力のつり合い	ホ 力のモーメント		ヘ 安定、不安定		
イ ト拉斯	ロ ラーメン	ハ 単純ばかり														
ニ 片持ちばかり	ホ 連續ばかり															
イ 自重	ロ 風圧力	ハ 積雪荷重														
ニ 力のつり合い	ホ 力のモーメント															
ヘ 安定、不安定																
3 材料																
帆布製品の材料の種類、特徴及び用途	<p>1 帆布製品に使用する生地に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 次の繊維の種類、特徴及び用途</p>															

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
	<p>イ 縞織物 ロ 化学纖維織物 ハ 交織織物 ニ 混紡織物 ホ 不織布 (2) 次の織物組織の種類及び特徴 イ 平織 ロ 斜文織(綾織) ハ 朱子織 ニ ラッセル織</p> <p>2 帆布製品に使用する附属品及び縫い糸の種類、特徴及び用途について一般的な知識を有すること。</p> <p>3 次に掲げる生地の特殊加工の種類及び特徴について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 防縮加工 (2) 樹脂加工 (3) 防水加工 (4) 帯電防止加工 (5) 防炎加工 (6) 防かび加工 (7) 染色加工 (8) 防汚加工</p> <p>次に掲げる施工用材料の種類、特徴及び用途について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 金属構造材 (2) 構造附属材 (3) 接着剤 (4) コーキング材 (5) 塗料 (6) 基礎工事材</p>
施工用材料の種類、特徴及び用途	
4 帆布製品一般	
帆布製品の種類	<p>1 次に掲げる帆布製品の種類及び特徴について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 集会用テント (2) 登山用テント (3) キャンピングテント (4) 建築工事用シート (5) トラック用シート (6) 船舶用シート (7) 農業用シート (8) 防護用シート (9) コンテナバッグ</p> <p>2 次に掲げるテント構造物の種類及び特徴について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 日除けテント (2) 装飾用テント (3) テント倉庫 (4) 可動式テント (5) 独立型テント (6) 大型テント (7) 空気膜構造</p> <p>3 次に掲げる災害防具及び運動用具の種類、特徴及び用途について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 救助袋 (2) 非常持出袋 (3) 防災衣類 (4) 防災用テント (5) オイルフェンス (6) 体操用マット</p> <p>次に掲げる帆布製品用の日本産業規格について概略の知識を有すること。</p>
帆布製品に関する日本産業規格	

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目															
	<p>(1) 麻ロープ(JIS L 2701) (2) ビニロンロープ(JIS L 2703) (3) ナイロンロープ(JIS L 2704)</p> <p>5 意匠図案 帆布製品のデザイン 色彩</p> <p>帆布製品の基本デザインに関し、概略の知識を有すること。 色彩に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 次に掲げる色彩用語の意味</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">イ 色相</td> <td style="width: 33%;">ロ 明度</td> <td style="width: 33%;">ハ 彩度</td> </tr> <tr> <td>ニ 補色</td> <td>ホ 寒色</td> <td>ヘ 暖色</td> </tr> <tr> <td>ト 膨張色</td> <td>チ 収縮色</td> <td>リ 面積効果</td> </tr> <tr> <td>ヌ 明度対比</td> <td>ル 色相対比</td> <td>ヲ 色の軽重感</td> </tr> </table> <p>(2) 次に掲げる配色用語の意味</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">イ 同系配色</td> <td style="width: 33%;">ロ 類似配色</td> <td style="width: 33%;">ハ 対照配色</td> </tr> </table>	イ 色相	ロ 明度	ハ 彩度	ニ 補色	ホ 寒色	ヘ 暖色	ト 膨張色	チ 収縮色	リ 面積効果	ヌ 明度対比	ル 色相対比	ヲ 色の軽重感	イ 同系配色	ロ 類似配色	ハ 対照配色
イ 色相	ロ 明度	ハ 彩度														
ニ 補色	ホ 寒色	ヘ 暖色														
ト 膨張色	チ 収縮色	リ 面積効果														
ヌ 明度対比	ル 色相対比	ヲ 色の軽重感														
イ 同系配色	ロ 類似配色	ハ 対照配色														
6 製図 帆布製品取付工事の施工図の作成方法	<p>1 帆布製品の各種設計図面の読図について概略の知識を有すること。</p> <p>2 日本産業規格の建築製図通則（帆布製品取付工事に関する部分に限る。）について概略の知識を有すること。</p>															
7 関係法規 建築基準法、屋外広告物法等帆布製品取付工事関係法令のうち、帆布製品取付工事に関する部分	<p>1 次に掲げる法令に関し、帆布製品取付工事に関する部分について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 建築基準法関係法令 (2) 屋外広告物法関係法令 (3) 道路交通法関係法令 (4) 消防法関係法令</p> <p>2 製造物責任法関係法令のうち帆布製品製造に関する部分について一般的な知識を有すること。</p>															
8 安全衛生 安全衛生に関する詳細な知識	<p>1 帆布製品製造作業(取付工事を含む。)に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、器工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法 (2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱方法 (3) 作業手順 (4) 作業開始時の点検</p>															

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
実技試験 帆布製品製造作業 裁断及び縫製 組立て及び取付け 仕上げ及び検査	<p>(5) 帆布製品製造作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防</p> <p>(6) 整理、整頓及び清潔の保持</p> <p>(7) 事故時等における応急措置及び退避</p> <p>(8) その他帆布製品製造作業に関する安全又は衛生のために必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生法関係法令のうち、帆布製品製造作業(取付工事を含む。)に関する部分について詳細な知識を有すること。</p> <p>1 型紙による裁断及び直裁断ができること。</p> <p>2 ミシン縫い等の縫製作業ができること。</p> <p>1 フレームの組立て及び取付けができること。</p> <p>2 フレームの製品の取付けができること。</p> <p>仕上げ作業及び検査が能够すること。</p>

3 3級帆布製品製造技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

帆布製品製造の職種における初級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表3の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表3の右欄のとおりである。

表3

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
学科試験	
1 帆布製品製造法 帆布製品の製造に使用する機械及び器工具の種類及び使用方法	帆布製品の製造に使用する機械及び器工具の種類及び使用方法に 関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。 1 次の機械及び器工具の種類及び使用方法 (1) はと目打ち機 (2) 裁ちばさみ (3) 目打ち (4) カッタ 2 次の機械の種類、特徴及び使用方法 (1) ミシン (2) 熱風溶着機 (3) 高周波ウエルダー溶着機
裁断の方法	帆布製品の裁断の方法に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。 (1) 檜尺及び検反 (2) 用布の要尺 (3) 柄合わせ (4) 型紙による裁断及び直裁断
縫製の手順及び方法	1 帆布製品の縫製に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1) 縫製の手順 (2) 仮付け (3) ミシン縫製の方法 (4) 接着加工の方法 (5) 溶着加工の方法 (6) 縫製に使用するミシン糸と針の関係 2 帆布製品の加工仕上げに関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。 (1) 裁ち合わせ (2) 縫い合わせ (3) 整形 (4) 補強縫い (5) 端仕上げ (6) テープ付け (7) 窓付け (8) 附属品の取付け (9) 目止め処理 (10) はと目加工 (11) ロープ付け
2 施工法	

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
帆布製品取付工法	<p>1 帆布製品取付工法に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) フレームの組立て方法 (2) 帆布製品の取付け及び張り方 (3) 足場</p> <p>2 帆布製品の組立て及び取付けに使用する機械及び器工具の用途に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 電気溶接機 (2) ガス溶接機 (3) 電動工具 (4) 取付工具 (5) 測量器具 (6) 移動式クレーン等 (7) 高所作業車</p>
3 材料	<p>1 帆布製品に使用する生地に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 次の繊維の種類、特徴及び用途 イ 縞織物 ロ 化学繊維織物 ハ 交織織物 ニ 混紡織物 ホ 不織布</p> <p>(2) 次の織物組織の種類及び特徴 イ 平織 ロ 斜文織(綾織) ハ 朱子織 ニ ラッセル織</p> <p>2 帆布製品に使用する附属品及び縫い糸の種類、特徴及び用途について概略の知識を有すること。</p> <p>3 次に掲げる生地の特殊加工の種類及び特徴について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 防縮加工 (2) 樹脂加工 (3) 防水加工 (4) 帯電防止加工 (5) 防炎加工 (6) 防かび加工 (7) 染色加工 (8) 防汚加工</p> <p>次に掲げる施工用材料の種類、特徴及び用途について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 金属構造材 (2) 構造附属材 (3) 接着剤 (4) コーキング材 (5) 塗料 (6) 基礎工事材</p>
施工用材料の種類、特徴及び用途	
4 帆布製品一般	<p>1 次に掲げる帆布製品の種類及び特徴について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 集会用テント (2) 登山用テント (3) キャンピングテント (4) 建築工事用シート (5) トラック用シート (6) 船舶用シート</p>
帆布製品の種類	

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
	<p>(7) 農業用シート (8) 防護用シート (9) コンテナバッグ</p> <p>2 次に掲げるテント構造物の種類及び特徴について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 日除けテント (2) 装飾用テント (3) テント倉庫 (4) 可動式テント (5) 独立型テント (6) 大型テント (7) 空気膜構造</p> <p>3 次に掲げる災害防具及び運動用具の種類、特徴及び用途について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 救助袋 (2) 非常持出袋 (3) 防災衣類 (4) 防災用テント (5) オイルフェンス (6) 体操用マット</p>
5 安全衛生	
安全衛生に関する詳細な知識	<p>1 帆布製品製造作業(取付工事を含む。)に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p>
	<p>(1) 機械、器工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法 (2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱方法 (3) 作業手順 (4) 作業開始時の点検 (5) 帆布製品製造作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防 (6) 整理、整頓及び清潔の保持 (7) 事故時等における応急措置及び退避 (8) その他帆布製品製造作業に関する安全又は衛生のために必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生法関係法令のうち、帆布製品製造作業(取付工事を含む。)に関する部分について詳細な知識を有すること。</p>
実技試験	
帆布製品製造作業	
裁断及び縫製	<p>1 型紙による裁断及び直裁断ができること。 2 ミシン縫い等の縫製作業ができること。</p>
組立て及び取付け	<p>1 フレームの組立て及び取付けができること。 2 フレームの製品の取付けができること。</p>
仕上げ	<p>仕上げ作業ができること。</p>

4 基礎級帆布製品製造技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

帆布製品製造の職種に係る基本的な業務を遂行するために必要な基本的な技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表4の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表4の右欄のとおりである。

表4

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目																		
学科試験																			
1 主な帆布製品の種類	<p>1 次に掲げる帆布製品の種類について初步的な知識を有すること。</p> <table> <tr> <td>(1) 集会用テント</td> <td>(2) 登山用テント</td> </tr> <tr> <td>(3) キャンピングテント</td> <td>(4) 建築工事用シート</td> </tr> <tr> <td>(5) トラック用シート</td> <td>(6) 船舶用シート</td> </tr> <tr> <td>(7) 農業用シート</td> <td>(8) 防護用シート</td> </tr> <tr> <td>(9) コンテナバッグ</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 次に掲げるテント構造物の種類について初步的な知識を有すること。</p> <table> <tr> <td>(1) 日除けテント</td> <td>(2) 装飾用テント</td> </tr> <tr> <td>(3) テント倉庫</td> <td>(4) 可動式テント</td> </tr> <tr> <td>(5) 独立型テント</td> <td>(6) 大型テント</td> </tr> <tr> <td>(7) 空気膜構造</td> <td></td> </tr> </table>	(1) 集会用テント	(2) 登山用テント	(3) キャンピングテント	(4) 建築工事用シート	(5) トラック用シート	(6) 船舶用シート	(7) 農業用シート	(8) 防護用シート	(9) コンテナバッグ		(1) 日除けテント	(2) 装飾用テント	(3) テント倉庫	(4) 可動式テント	(5) 独立型テント	(6) 大型テント	(7) 空気膜構造	
(1) 集会用テント	(2) 登山用テント																		
(3) キャンピングテント	(4) 建築工事用シート																		
(5) トラック用シート	(6) 船舶用シート																		
(7) 農業用シート	(8) 防護用シート																		
(9) コンテナバッグ																			
(1) 日除けテント	(2) 装飾用テント																		
(3) テント倉庫	(4) 可動式テント																		
(5) 独立型テント	(6) 大型テント																		
(7) 空気膜構造																			
2 主な帆布製品の製造の方法 帆布製品の製造に使用する機械及び器工具の種類	<p>帆布製品の製造に使用する機械及び器工具の種類に関し、次に掲げる事項について初步的な知識を有すること。</p> <p>(1) 次の裁断用機械及び器工具の種類</p> <table> <tr> <td>イ 裁ちばさみ</td> <td>ロ 目打ち</td> <td>ハ カッタ</td> </tr> </table> <p>(2) 次の機械の種類</p> <table> <tr> <td>イ ミシン</td> <td>ロ 熱風溶着機</td> </tr> <tr> <td>ハ 高周波ウエルダー溶着機</td> <td></td> </tr> </table>	イ 裁ちばさみ	ロ 目打ち	ハ カッタ	イ ミシン	ロ 熱風溶着機	ハ 高周波ウエルダー溶着機												
イ 裁ちばさみ	ロ 目打ち	ハ カッタ																	
イ ミシン	ロ 熱風溶着機																		
ハ 高周波ウエルダー溶着機																			
縫製の手順及び方法	<p>1 帆布製品の縫製に関し、次に掲げる事項について初步的な知識を有すること。</p> <table> <tr> <td>(1) 縫製の手順</td> <td>(2) 仮付け</td> </tr> <tr> <td>(3) ミシン縫製の方法</td> <td>(4) 接着加工の方法</td> </tr> <tr> <td>(5) 溶着加工の方法</td> <td></td> </tr> </table>	(1) 縫製の手順	(2) 仮付け	(3) ミシン縫製の方法	(4) 接着加工の方法	(5) 溶着加工の方法													
(1) 縫製の手順	(2) 仮付け																		
(3) ミシン縫製の方法	(4) 接着加工の方法																		
(5) 溶着加工の方法																			

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
3 帆布製品用材料の種類	<p>(6) 縫製に使用するミシン糸と針の関係</p> <p>2 帆布製品の加工仕上げに関し、次に掲げる事項について初步的な知識を有すること。</p> <p>(1) 裁ち合わせ (2) 縫い合わせ (3) 整形 (4) 補強縫い (5) 端仕上げ (6) テープ付け (7) 窓付け (8) 附属品の取付け (9) 目止め処理 (10) はと目加工 (11) ロープ付け</p>
4 安全衛生に関する基礎的な知識	<p>1 帆布製品に使用する生地に関し、次に掲げる事項について初步的な知識を有すること。</p> <p>(1) 次の繊維の種類</p> <p>イ 綿織物 ロ 化学繊維織物 ハ 交織織物 ニ 混紡織物 ホ 不織布</p> <p>(2) 次の織物組織の種類</p> <p>イ 平織 ロ 斜文織(綾織) ハ 朱子織 ニ ラッセル織</p> <p>2 帆布製品に使用する附属品及び縫い糸の種類について初步的な知識を有すること。</p> <p>帆布製品製造作業(取付工事を含む。)に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について基礎的な知識を有すること。</p>
実技試験 帆布製品の縫製 帆布製品製造作業 縫製	<p>(1) 機械、器工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法</p> <p>(2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱方法</p> <p>(3) 作業手順</p> <p>(4) 作業開始時の点検</p> <p>(5) 帆布製品製造作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防</p> <p>(6) 整理、整頓及び清潔の保持</p> <p>(7) 事故時等における応急措置及び退避</p> <p>(8) 安全衛生標識(立入禁止、安全通路、保護具着用、火気厳禁等)</p> <p>(9) 合図</p> <p>(10) 服装</p>
	ミシン縫いによる縫製作業ができること。